

## 入院時食事療養費

八戸病院

当院は、入院時食事療養に関する特別管理に係る食事を提供しています。特別管理による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

2026年6月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）（1日3食を限度）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※Ⅱ）	130円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	330円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者  
あるいは老齢福祉年金受給権者